

「未利用口座管理手数料の新設」について

平素は、青森銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当行では、長期間利用のない預金口座に対する不正利用の未然防止の観点から、普通預金口座（総合口座含む）および貯蓄預金口座を対象に『未利用口座管理手数料』を新設するほか、対象となる口座の残高が同手数料に満たない場合に自動解約となる取扱いを開始します。

また、これに併せて2023年12月1日（金）より預金規定を改定させていただきます。

なお、初回の手数料引落しは2025年12月を予定しており、該当するお客さまには郵送にてご案内いたします。

今後もお客さまへのサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

未利用口座管理手数料の内容

制度開始日	2023年12月1日（金）
対象科目	普通預金口座（総合口座含む）および貯蓄預金口座 ※ 制度開始日（2023年12月1日）より前に開設された口座も対象とします。
対象口座	最後のお預入れまたは払戻しから2年以上、お預入れまたは払戻しが無い口座 ※ 制度開始日前の期間は計算期間に含めません。また、当該口座のお利息の受取り・本手数料の引落しは、お預入れまたは払戻しに該当しません。 ※ 盗難・紛失などにより利用が停止されている口座も対象とします。 ただし、以下のいずれかに該当する場合は対象外とします。（手数料は必要ございません） ➢ 当該口座の残高が10,000円以上である場合 ➢ 同一店で定期性預金・公共債・投資信託・外貨預金・金融商品仲介の取引がある場合 ➢ 同一店で融資取引（カードローン等含む）がある場合 ➢ その他当行で定める所定の口座（教育資金贈与専用口座、結婚子育て資金贈与専用口座、後見制度支援預金口座、民事信託専用口座等）の場合
手数料金額	年間 1,320円（税込）
徴求方法	・対象となるお客さまには、事前に書面等でご案内します。 ・ご案内後、一定期間（約3か月）経過してもご利用または解約等のお手続きがない場合に、対象口座から本手数料を引き落としします。 ・残高不足により本手数料の引き落としができなかった場合、預金全額を本手数料の一部として引き落としさせていただき、当該口座は自動的に解約します。 ・ご負担いただいた未利用口座管理手数料のご返却、およびご解約させていただいた口座の再利用には応じかねますのでご了承ください。 ※ 事前通知が延着または到達しなかった時でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。 本手数料の初回引き落としは「2025年12月」を予定しています。